

ID: 3002

担当部署: 企画課

処分の概要	設立の認証の取消し(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第13条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】			
法第13条第3項の規定による。 (成立の時期等)			
第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。			
2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。			
3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日